内閣官房令・省令

○内閣官房
法務省令第一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第四条第一項の規定に基づき、矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令

矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則（平成二十七年内閣官房令・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部外診療の承認） **第二条**　［略］ 一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十六条、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十八条又は少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十条に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。 ［二～四　略］	（部外診療の承認） **第二条**　［同上］ 一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十六条、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十八条、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十条又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条第一項に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

府令

○内閣府令第十九号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第十三条の五**　［略］ ［2～4　略］ 5　前二項の場合において、銀行は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第十三条の五**　［同上］ ［2～4　同上］ ［項を加える。］